



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年5月1日火曜日 第2971号

### ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 350  
 指定自立支援医療機関の名称の変更..... ( " ) ... 350  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 350  
 土地改良区役員の就退任の届出(12件)..... (東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ... 351  
 土地改良区連合役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 355  
 土地改良区役員の住所の変更の届出..... ( " ) ... 355  
 土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (南予地方局農村整備課) ... 355

### 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 356

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 358

## 告 示

### ○愛媛県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年5月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ調剤薬局 三島店	四国中央市中之庄町123番2	株式会社オリエントファーマシー	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年4月1日
フロンティア薬局 宇和中央店	西予市宇和町卯之町3丁目149	株式会社フロンティア	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年4月1日
ならの木薬局 ビギン	今治市北日吉町一丁目8番17号	株式会社 ナスカ	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年4月1日

### ○愛媛県告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成30年5月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変更前	変更後	
訪問看護ステーションまごころ	訪問看護ステーションサスケ	平成30年2月10日

### ○愛媛県告示第471号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成30年5月1日

愛媛県知事 中村時広

西の町（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成17年3月愛媛県告示第490号）西の町の項で指定した標柱7号から標柱1号までを順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
四国中央市	土居町天満	2721番1	12号
		乙127番13	13号
		乙127番1	14号、15号、16号、17号
		2720番1	18号

乙127番 1 19号

○愛媛県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第一土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県東予地方局長 高橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地 2
"	佐 伯 良 一	西条市小松町南川甲239番地 2
"	桑 原 矢 一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	今 井 隆 浩	西条市小松町南川甲146番地の 3
"	藤 井 兼 重	西条市小松町新屋敷甲1319番地
"	越 智 幸 博	西条市小松町新屋敷甲93番地
"	一 色 志 津 夫	西条市小松町新屋敷甲392番地
"	桑 原 俊 樹	西条市小松町新屋敷甲564番地 1
"	桑 原 伸 明	西条市小松町新屋敷甲583番地
"	曾 我 藤 夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地 1
"	岡 田 正 人	西条市小松町新屋敷甲2400番地 4
"	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
監 事	荒 川 利 文	西条市小松町南川甲236番地 1
"	岡 田 芳 明	西条市小松町新屋敷甲2333番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地 2
"	佐 伯 良 一	西条市小松町南川甲239番地 2
"	桑 原 矢 一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	今 井 隆 浩	西条市小松町南川甲146番地の 3
"	越 智 幸 博	西条市小松町新屋敷甲93番地
"	桑 原 俊 樹	西条市小松町新屋敷甲564番地 1
"	一 色 志 津 夫	西条市小松町新屋敷甲392番地
"	藤 井 兼 重	西条市小松町新屋敷甲1319番地
"	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
"	曾 我 藤 夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地 1
"	岡 田 正 人	西条市小松町新屋敷甲2400番地 4
"	桑 原 拓 司	西条市小松町新屋敷甲2120番地 2
監 事	工 藤 勝 利	西条市小松町南川甲382番地 2
"	岡 田 芳 明	西条市小松町新屋敷甲2333番地 1

○愛媛県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
"	和 田 邦 夫	東温市樋口378番地 2
"	水 田 博 道	東温市樋口1224番地
"	藤 岡 實	東温市樋口173番地 1
監 事	和 田 武	東温市横河原1347番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1
"	恒 岡 豊 明	東温市樋口515番地
"	土 屋 貴 裕	東温市樋口302番地
監 事	和 田 昭 典	東温市横河原1370番地

○愛媛県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
"	和 田 邦 夫	東温市樋口378番地 2
"	佃 正 行	東温市樋口83番地
"	藤 岡 實	東温市樋口173番地 1
"	和 田 章 男	東温市樋口281番地 3
"	藤 岡 洋 一	東温市樋口633番地
"	水 田 博 道	東温市樋口1224番地
"	磯 兼 新	東温市樋口870番地
"	大 西 咲 恵	東温市樋口1240番地
"	和 田 武	東温市横河原1347番地
監 事	水 田 英 夫	東温市樋口1162番地 1
"	藤 田 耕 藏	東温市樋口807番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1
"	土 屋 仁 志	東温市樋口554番地 1
"	渡 部 秀 樹	東温市樋口139番地 1
"	土 屋 貴 裕	東温市樋口302番地
"	恒 岡 豊 明	東温市樋口515番地
"	和 田 宏	東温市樋口779番地
"	大 西 匡 宏	東温市樋口1259番地
"	水 田 定 雄	東温市樋口1179番地

〃	形 上 圭 男	東温市樋口1140番地
監 事	和 田 勇 記	東温市樋口923番地 3
〃	和 田 昭 典	東温市横河原1370番地

○愛媛県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
〃	白 石 宏	東温市則之内乙1710番地
〃	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
〃	八 木 慎 也	東温市則之内乙2263番地
〃	佐 伯 辰 美	東温市則之内乙2042番地 1
〃	田 井 聡	東温市則之内乙1370番地
〃	白 戸 等	東温市則之内乙1625番地 3
〃	田 井 良 子	東温市則之内乙1385番地
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
〃	白 戸 暉 男	東温市則之内乙1654番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
〃	渡 部 明 仁	東温市則之内乙1526番地 2
〃	佐 伯 辰 美	東温市則之内乙2042番地 1
〃	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
〃	白 戸 謙 一	東温市則之内乙1572番地 2
〃	隼 田 幸 一	東温市則之内乙1244番地 1
〃	八 木 慎 也	東温市則之内乙2263番地
〃	矢 鶴 通 一	東温市則之内乙1565番地 3
監 事	和 田 伸 久	東温市則之内乙2013番地
〃	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地

○愛媛県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 正 志	東温市上村甲186番地
〃	武 智 信 一	東温市上村甲239番地
〃	野 首 国 広	東温市上村甲95番地
〃	倉 瀬 幸 繁	東温市上村甲105番地

〃	高 市 睦 美	東温市上村甲156番地
〃	石 丸 恒 雄	東温市上村甲176番地
〃	武 智 和 夫	東温市上村甲497番地 2
〃	石 丸 晴 雄	東温市上村甲204番地 2
〃	岩 田 守	東温市上村甲838番地 1
〃	高須賀 栄 司	東温市上村甲855番地 3
〃	岡 田 文 明	東温市上村甲822番地
監 事	溝 田 隆 徳	東温市上村甲164番地
〃	永 野 通	東温市上村甲102番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	東温市上村甲891番地
〃	高 市 正 志	東温市上村甲186番地
〃	野 首 喜久雄	東温市上村甲39番地
〃	門 田 孝 明	東温市上村甲95番地
〃	高 市 親 雄	東温市上村甲86番地 2
〃	石 丸 恒 雄	東温市上村甲176番地
〃	武 智 忠 能	東温市上村甲507番地 2
〃	門 田 重 之	東温市上村甲625番地 1
〃	岩 田 勝	東温市上村甲587番地
〃	高須賀 栄 司	東温市上村甲855番地 3
〃	岡 田 文 明	東温市上村甲822番地
監 事	溝 田 隆 徳	東温市上村甲164番地
〃	永 野 通	東温市上村甲102番地

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 杉 房 夫	東温市下林甲2466番地
〃	大 野 重 昭	東温市下林甲1789番地 1
〃	野 中 光 彦	東温市下林甲1611番地 2
〃	松 原 孝 征	東温市下林甲1489番地
〃	門 田 覚	東温市下林甲1920番地 1
〃	越 智 信 清	東温市下林甲2008番地 5
〃	野 中 良 純	東温市下林甲2027番地 5
〃	野 中 秀 男	東温市下林甲2070番地 2
〃	森 正 敬	東温市下林甲2126番地 2
〃	高 橋 國 政	東温市下林甲2368番地 3
〃	丹生谷 順 一	東温市下林甲2808番地
〃	竹 村 秀 明	東温市下林甲2862番地
〃	武 智 永 年	東温市下林甲2692番地
〃	谷 松 周 二	東温市下林甲2851番地 2
〃	渡 部 良 吾	東温市下林甲2267番地 8
監 事	野 中 孝 三	東温市下林甲1994番地 2
〃	高 橋 茂	東温市下林甲2346番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 杉 房 夫	東温市下林甲2466番地
"	大 野 重 昭	東温市下林甲1789番地 1
"	渡 部 良 吾	東温市下林甲2267番地 8
"	石 川 明 弘	東温市下林甲1647番地
"	松 原 孝 征	東温市下林甲1489番地
"	野 中 博 敬	東温市下林甲1879番地
"	野 中 潤 一	東温市下林甲1999番地
"	野 中 良 純	東温市下林甲2027番地 5
"	野 中 哲 也	東温市下林甲2068番地 2
"	高 橋 郁 典	東温市下林甲2320番地
"	高 橋 茂	東温市下林甲2346番地 1
"	丹生谷 順 一	東温市下林甲2808番地
"	大 森 政 明	東温市下林甲2822番地 6
"	渡 部 禎 之	東温市下林甲2622番地
"	上 田 憲	東温市下林甲2751番地 2
監 事	野 中 孝 三	東温市下林甲1994番地 2
"	野 中 智	東温市下林甲2818番地

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 格 良	東温市上林甲2896番地 1
"	玉 井 敬	東温市上林甲1566番地
"	菅 原 英 敏	東温市上林甲2623番地
"	八 木 秀 徳	東温市上林甲633番地 1
"	山 内 且 宣	東温市上林乙860番地 1
"	森 章 三	東温市志津川1106番地 3
"	村 上 勝 義	東温市上林甲1003番地
"	森 英 明	東温市上林甲1633番地
"	森 慎 吾	東温市上林甲1432番地
"	菅 野 時 雄	東温市上林甲2203番地
"	山 内 孝 志	東温市上林甲3566番地
"	森 勝 久	松山市鷹子町757番地 1 サーパス鷹子404号
"	山 内 安 弘	東温市上林甲2839番地
"	森 幸 則	東温市上林甲3063番地
"	渡 部 弘 子	東温市上林甲3264番地
監 事	森 明 也	東温市上林甲2798番地
"	森 敏 明	東温市牛湫1289番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 敏 雄	松山市東方町甲1480番地 6

"	塩 見 十起雄	東温市上林甲1915番地
"	森 寛 治	東温市上林甲1687番地
"	菅 原 保	東温市上林甲2561番地 1
"	渡 部 隆 明	東温市上林甲76番地
"	八 木 理 成	東温市上林甲1340番地
"	相 原 成 利	東温市上林甲1035番地
"	山 内 昭	東温市上林甲1424番地
"	菅 能 秀 明	東温市上林甲2275番地
"	越 智 達 夫	東温市上林甲2823番地 4
"	森 栄 二	東温市上林甲2705番地
"	森 洋 二	東温市上林甲2680番地
"	森 敏 雄	東温市上林甲2886番地
"	高須賀 靖	東温市上林甲3239番地 2
"	曾 根 集 治	東温市上林甲3077番地 1
監 事	武 智 安 史	東温市上林甲1681番地
"	森 明 也	東温市上林甲2798番地

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 巧	東温市下林甲243番地
"	井 本 修	東温市下林甲877番地
"	越 智 正 明	東温市下林甲1271番地 2
"	丹生谷 昌 昭	東温市下林甲554番地 1
"	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
"	森 司	東温市下林甲56番地 1
"	丹生谷 政 義	東温市下林甲553番地
"	福 岡 治 男	東温市下林甲1124番地
"	森 薫	東温市下林甲1427番地 3
"	佐 伯 俊 学	東温市下林甲1084番地
"	越 智 昭 夫	東温市下林甲1007番地 1
監 事	白 石 盛 重	東温市下林甲1021番地 1
"	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 巧	東温市下林甲243番地
"	井 本 修	東温市下林甲877番地
"	越 智 正 明	東温市下林甲1271番地 2
"	丹生谷 昌 昭	東温市下林甲554番地 1
"	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
"	森 司	東温市下林甲56番地 1
"	越 智 清 重	東温市下林甲1270番地
"	高須賀 正 人	東温市下林甲1342番地
"	野 中 秀 宣	東温市下林甲1453番地
"	丹生谷 和 敬	東温市下林甲994番地 3

"	白石 盛 清	東温市下林甲759番地 1
監 事	山内 茂	東温市下林甲663番地 1
"	越智 昭 夫	東温市下林甲1007番地 1

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	前 島 義 之	東温市牛淵703番地
"	大 島 春 樹	東温市牛淵805番地
"	八 木 宏 憲	東温市牛淵773番地
"	由 井 徳 好	東温市牛淵733番地
"	渡 部 光 一	東温市牛淵1062番地 4
"	大 西 賢	東温市牛淵695番地 3
"	露 口 真 人	東温市牛淵1023番地
"	日 野 治 男	東温市牛淵734番地
"	山 内 誠 治	東温市牛淵815番地
監 事	八 木 伸 泰	東温市牛淵1097番地
"	小 山 澄 男	東温市牛淵797番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 山 澄 男	東温市牛淵797番地
"	前 島 義 之	東温市牛淵703番地
"	露 口 真 人	東温市牛淵1023番地
"	高須賀 隆 利	東温市牛淵842番地 3
"	渡 部 光 一	東温市牛淵1062番地 4
"	大 西 賢	東温市牛淵695番地 3
"	大 島 春 樹	東温市牛淵805番地
"	日 野 治 男	東温市牛淵734番地
"	八 木 宏 憲	東温市牛淵773番地
監 事	由 井 徳 好	東温市牛淵733番地
"	八 木 伸 泰	東温市牛淵1097番地

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 進	東温市田窪1491番地
"	海 稻 旦 城	東温市田窪1707番地

"	大 西 伴 明	東温市田窪1299番地 6
"	蟹 江 輝 夫	東温市田窪1617番地
"	水 田 孝 義	東温市田窪1171番地 2
"	山 内 和 弘	東温市田窪1321番地
"	平 岡 隆 由	東温市田窪1589番地
"	窪 正 博	東温市田窪963番地
"	山 内 浩 二	東温市田窪154番地 2
"	小 野 政 廣	東温市田窪374番地
"	渡 部 真 二	東温市田窪1675番地 3
監 事	東 武 則	東温市田窪1386番地
"	小 山 啓 二	東温市田窪1208番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 進	東温市田窪1491番地
"	海 稻 旦 城	東温市田窪1707番地
"	渡 部 定 保	東温市田窪1610番地
"	蟹 江 輝 夫	東温市田窪1617番地
"	水 田 孝 義	東温市田窪1171番地 2
"	山 内 和 弘	東温市田窪1321番地
"	平 岡 隆 由	東温市田窪1589番地
"	窪 正 博	東温市田窪963番地
"	小 山 啓 二	東温市田窪1208番地
"	小 野 政 廣	東温市田窪374番地
監 事	伊 藤 順 一	東温市田窪146番地 3
"	東 武 則	東温市田窪1386番地

○愛媛県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	林 茂	東温市見奈良1039番地
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	池 川 忠 徳	東温市見奈良260番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
"	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	越 智 文 明	東温市見奈良1023番地 3
"	橋 本 稔	東温市見奈良973番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地

"	池 川 忠 徳	東温市見奈良260番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
"	林 茂	東温市見奈良1039番地
"	池 川 孝 文	東温市見奈良518番地 6
"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	佐 伯 義 明	東温市見奈良355番地 2
"	越 智 文 明	東温市見奈良1023番地 3
"	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井 6丁目15- 2
"	本 郷 常 男	松山市東石井 4丁目10- 30
"	宮 内 康 夫	松山市東石井 5丁目 2- 13
"	岡 田 堅	松山市東石井 4丁目13- 8
"	竹 政 省 三	松山市東石井 5丁目 5- 5
"	野 間 豊	松山市東石井 4丁目14- 15
"	野 間 壽 雄	松山市東石井 4丁目10- 7
"	宮 内 博	松山市東石井 6丁目 9- 23
監 事	野 間 厚	松山市東石井 6丁目12- 5
"	松 田 経 子	松山市東石井 5丁目 2- 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井 6丁目15- 2
"	本 郷 常 男	松山市東石井 4丁目10- 30
"	宮 内 康 夫	松山市東石井 5丁目 2- 13
"	岡 田 堅	松山市東石井 4丁目13- 8
"	野 間 厚	松山市東石井 6丁目12- 5
"	宮 内 公 正	松山市東石井 4丁目11- 20
"	野 間 壽 雄	松山市東石井 4丁目10- 7
"	宮 内 博	松山市東石井 6丁目 9- 23
監 事	竹 政 省 三	松山市東石井 5丁目 5- 5
"	松 田 経 子	松山市東石井 5丁目 2- 5

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菅蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒 岡 光 行	東温市樋口1175番地
監 事	水 田 英 夫	東温市樋口1162番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
監 事	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	井 上 芳	松山市安城寺町1299	松山市安城寺町1298

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 田 光 彦	宇和島市本町追手 1丁目 3番18号
"	清 家 康 生	宇和島市吉田町立間 2番耕地1011番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	笹 山 誠 司	宇和島市三間町波岡850番地
"	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8番耕地230番地

○愛媛県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊方町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月 1日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	泉 清 夫	西宇和郡伊方町大浜297番地
"	永 井 満 元	西宇和郡伊方町中之浜331番地 1
"	田 中 賞 昭	西宇和郡伊方町仁田之浜1114番地
"	松 田 幸 雄	西宇和郡伊方町河内752番地
"	吉 本 高 治	西宇和郡伊方町小中浦甲176番地
"	井 上 依 孝	西宇和郡伊方町中浦甲366番地 1
"	竹 内 一 則	西宇和郡伊方町豊之浦477番地 2
"	大 沼 正 一	西宇和郡伊方町亀浦460番地
"	堀 江 和 久	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地562番地
"	上 田 俊 光	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1977番地
"	山 本 睦 夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地 1
"	松 本 安 幸	西宇和郡伊方町二見甲1982番地
"	大 橋 伴 久	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1611番地 3
監 事	福 田 栄次郎	西宇和郡伊方町川永田甲853番地
"	井 上 昭 二	西宇和郡伊方町二見甲3083番地
"	上 田 雄 一	西宇和郡伊方町仁田之浜48番地

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 明	西宇和郡伊方町大浜380番地
"	堀 口 廣 政	西宇和郡伊方町中之浜410番地 1
"	松 下 正 照	西宇和郡伊方町仁田之浜124番地
"	政 木 吉 久	西宇和郡伊方町湊浦1106番地 1
"	吉 本 高 治	西宇和郡伊方町小中浦甲176番地
"	高 月 嘉 彦	西宇和郡伊方町川永田甲836番地
"	竹 内 一 則	西宇和郡伊方町豊之浦477番地 2
"	兵 頭 大 市	西宇和郡伊方町伊方越1167番地
"	城 岡 敏 彦	西宇和郡伊方町九町 4 番耕地767番地
"	山 口 勇一郎	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1747番地 3
"	山 本 睦 夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地 1
"	松 本 安 幸	西宇和郡伊方町二見甲1982番地
"	菊 池 博 史	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地558番地
監 事	佐 竹 元	西宇和郡伊方町中浦甲98番地
"	渡 邊 宗 光	西宇和郡伊方町九町 4 番耕地761番地
"	上 田 雄 一	西宇和郡伊方町仁田之浜48番地

退 任

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 180

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 5月 1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知 事 部 局	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括 部長 局長 営業副本部長 医療 政策監 技術監 営業本部マネー ジャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高 速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所 長 主幹 営業主幹 専門員（秘 書課及び財政課に属するもの並び に人事係、組織定員係、人材育成 係、給与係及び法令係が所掌する 事務の全部又は一部を専門事項と するものに限る。） 秘書 検査 班長 船長 主計係長 調整管理 係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括 部長 局長 医療 政策監 技術監 総務担当次長 運営・式典担当次長 競技力向上 担当次長 営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高 速道路推進監 技幹 課長 室長 県外競技調整監 課長補佐 所 長 主幹 営業主幹 専門員（秘 書課及び財政課に属するもの並び に人事係、組織定員係、人材育成 係、給与係及び法令係が所掌する 事務の全部又は一部を専門事項と するものに限る。） 秘書 検査 班長 船長 主計係長 調整管理 係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健	

		<p>康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長 (秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、<u>プロモーション戦略室及び調整管理係</u>に属するものを除く。)、<u>予算及び庁舎管理</u>を担当するもの並びに人事係、人材育成係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)</p>								
出 先 機 関	<table border="1"> <tr> <td>地方局</td> <td> <p>本局 局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 <u>農業普及振興監</u> 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長(総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	地方局	<p>本局 局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 <u>農業普及振興監</u> 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長(総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)</p>	省略		<table border="1"> <tr> <td>地方局</td> <td> <p>本局 局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 __ 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長(総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	地方局	<p>本局 局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 __ 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長(総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)</p>	省略	
	地方局	<p>本局 局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 <u>農業普及振興監</u> 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長(総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)</p>								
	省略									
	地方局	<p>本局 局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 __ 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長(総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)</p>								
	省略									
	省略									
	研修所	省略								
	総合科学博物館	館長 課長								
歴史文化博物館	館長 課長									
美術館	館長 課長									
省略										
省略										
教 育 委 員 会	省略									
	教育機関	省略								
	省略									
省略										
備考 省略		備考 省略								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年 1 月愛媛県選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年 5 月 1 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
大洲市大和体育館	省略		大洲市大和体育館	省略	
大洲市白滝体育館	大洲市白滝甲557番地 <u>の 2</u>	350	省略		
省略					